

住民税・所得税・復興特別所得税の申告

所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告

☎国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901)

※音声案内に従い「0番(確定申告)」を選択してください。

市職員による申告相談会場に必要な主なもの

- ▶ 給与・年金等の源泉徴収票
- ▶ 各種控除に必要な書類
 - ・生命保険料や地震保険料控除証明書
 - ・社会保険料や国民年金などの控除証明書または領収書
 - ・寄附金の控除証明書または領収書
 - ・医療費控除の明細書
- ▶ 筆記用具と電卓
- ▶ マイナンバーカードの写し(公金受取口座を登録または利用される人)、番号確認書類と身元確認書類の写し(マイナンバーカードがない人)
 - ※番号確認書類=通知カードやマイナンバー記載の住民票の写し。
 - ※身元確認書類=運転免許証やパスポート、在留カード、資格確認書など。
- ▶ 申告相談者の口座情報がわかるもの(還付申告の場合のみ)
- ▶ 確定申告書の作成に必要な情報を記載した「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(お持ちの人のみ)

住民税(市民税・府民税)の申告

☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

住民税の申告が必要な人

- ・令和8年1月1日現在、八幡市内に住所があり、令和7年中に所得(収入)があった人など

住民税の申告に必要な主なもの

- ▶ 前述「所得税および復興特別所得税(国税)の確定申告」の「市職員による申告相談会場に必要な主なもの」とおり
- ▶ 郵送にて申告書を提出される場合はマイナンバーカードの写しを同封。

住民税の申告が不要な人

- ▶ 所得税および復興特別所得税の確定申告書を提出した人
 - ▶ 収入が給与所得のみで、勤務先から市に「給与支払報告書」が提出されている人
 - ▶ 令和7年中に所得(収入)がなかった人
- ※令和8年度の非課税(所得)証明書が必要な人は申告が必要です。このほか、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、障害基礎年金、老齢福祉年金などの算定に影響が出る場合は、必ず申告してください。
- ※申告が不要な人でも、扶養控除・生命保険料控除・地震保険料控除などの申告をした場合、住民税額が下がる場合があります。

令和8年度申告分(令和7年中の収入に対する申告分)から、個人住民税の電子申告が開始されました。

パソコンやスマートフォンを利用して、地方税ポータルシステム(eLTAX)のホームページやマイナポータルなどから、個人住民税の申告手続きができるようになりました(ご利用にはマイナンバーカードが必要です)。右記二次元コードから詳細を確認できます。



市職員による確定申告相談のオンライン予約を試験的に導入します

3月16日(月)まで文化センター3階で開催する市職員による申告相談会場では、混雑緩和と待ち時間短縮のため、オンライン予約を試験的に導入しています。スマートフォンやパソコンから、希望する

日時を選んで簡単に予約できます。オンライン予約受付期間は、各相談日の7営業日前から2営業日前の23時59分まで。予約方法や受付開始日などは、右記二次元コードから詳細を確認できます。



※オンライン予約が難しい方は、例年どおり当日の朝、受付の準備が整い次第、当日分の番号札を配布しますので、当日枠として番号札を受け取ってください。

申告会場への来場を検討している人へのお願い

オンラインによる申告

税務署ではご自身のスマホやご自宅などのパソコンを利用したe-Tax(電子申告)を推奨しています。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の画面案内に沿って入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や青色申告決算書などが簡単・便利に作成でき、そのままe-Taxで提出できます。また、マイナポータル連携を利用していただけ

ことで、給与所得の源泉徴収票や医療費などの情報が自動入力されるため、より簡単に確定申告を行っていただくことが可能です。申告会場は混雑する可能性がありますので、ぜひこの機会にe-Taxをご利用ください。



確定申告書等作成コーナー

郵送による申告

確定申告書などは郵送での提出も可能です。

確定申告

▶ 送付先 大阪国税局業務センター阪神分室(〒661-8521 兵庫県尼崎市若王寺3丁目11番46号) ※申告書などの正本(提出用)のみを提出してください。

住民税(市民税・府民税)の申告

▶ 送付先 八幡市税務課市民税係(〒614-8501 八幡市八幡園内75番地) ※申告書の作成が困難な人は、申告会場もしくは市役所2階税務課市民税係までご相談ください。

税の申告相談会場のご案内

1 宇治税務署

☎手続き等に関するもの=国税相談専用ダイヤル(☎0570-00-5901) 申告会場の開設に関するもの=宇治税務署(☎0774-44-4141)

開催日程	場所	時間	申告の種類
3月16日(月)まで ※土・日を除く。 ※3月1日(日)は開設。	宇治税務署 1階	相談受付時間 午前8時30分~ 午後4時	▶ 土地・建物・株式等の譲渡所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除、贈与税等の申告

※申告会場入場にはLINEを通じた「オンライン事前予約」または当日配布の「入場整理券」が必要です。国税庁公式LINEからオンライン事前予約ができます(右記二次元コードからアクセス可)。当日の相談枠には限りがありますので、早めに相談受付を終了させていただく場合があります。



※宇治税務署では、スマートフォンとマイナンバーカードを利用した申告書の作成・送信を行っていますので、必ずご持参ください。お持ちでない人は、当日、確定申告会場での申告書の作成ができないこともあります。※税務署の駐車場は、身障者駐車スペースを除き利用できません。臨時駐車場(税務署から西へ約500m)をご利用ください。

2 市職員による申告相談会場

☎税務課市民税係(☎983-1113、2164)

開催日程	場所	時間	申告の種類
3月16日(月)まで ※土・日を除く。	市役所税務課 市民税係(2階22番窓口)	午前8時30分~ 午後5時15分	▶ 住民税(市民税・府民税)申告
	文化センター 3階	受付時間 午前9時~ 午後4時 ※定員になり次第締切。 相談時間 午前9時~正午 午後1時~4時	▶ 住民税(市民税・府民税)申告 ▶ 簡易な所得税の確定申告(公的年金等所得者・給与所得者の申告) ※市職員のみ対応となるため、相談・受付できる種類が限られます。

※申告会場には当日配布の「入場整理券」または市ホームページからの「オンライン予約」が必要です。※混雑状況により、長時間お待ちいただくことや、早めに受付を終了する場合があります。※駐車場に限りがありますので、可能な限り公共交通機関でお越しください。